

## ○羽村市リサイクル品販売事業実施要綱

平成13年3月30日

羽市環発第13073号

羽村市リサイクル品販売事業実施要綱(平成9年羽市生発第7322号)の全部を改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、羽村市(以下「市」という。)が清掃事業によって収集又は持ち込まれた廃棄物のうち再使用可能な物の販売を社会福祉法人そよかぜ(以下「そよかぜ」という。)において実施することについて必要な事項を定め、もって、ごみの減量及び再使用に関する市民意識の高揚を図るとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(平21羽産生発2228・一部改正)

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生用廃棄物 市が収集し又は市に持ち込まれた粗大廃棄物のうち、再使用に適するものをいう。
- (2) 再生品 再生用廃棄物に簡単な修理等を施して再生したものをいう。
- (3) リサイクル品販売事業 再生品の販売によって前条に掲げる目的を達成しようとする事業をいう。
- (4) リサイクル品販売所 リサイクル品販売事業を実施する施設をいう。

### (運営の形態)

第3条 リサイクル品販売事業の運営は、そよかぜにおいて行う。

2 そよかぜは、リサイクル品販売事業の事業計画を市と協議して定め、同事業を実施するものとする。

### (役割の分担)

第4条 リサイクル品販売事業の安定的運営を図るため、市及びそよかぜは、次の各号に定める役割を分担するものとする。

- (1) 市の役割
  - ア 再生用廃棄物の確保及び提供
  - イ 再生用廃棄物の修理、再生並びに再生技術の向上のための支援

- ウ 市広報等によるリサイクル品販売事業の市民への周知
  - エ その他必要な協力
- (2) そよかぜの役割
- ア リサイクル品販売事業の実施に必要な従事者の確保
  - イ 再生用廃棄物の修理、再生並びに再生技術の向上
  - ウ 再生品の有効かつ適正な処分
  - エ リサイクル品販売事業の適切な推進
  - オ その他リサイクル品販売事業の推進に必要な事項

(再生用廃棄物の所有権)

第5条 再生用廃棄物を、リサイクル品販売事業に供するため、無償でそよかぜに引き渡したとき、その所有権はそよかぜに帰属するものとする。

(経費の負担)

第6条 リサイクル品販売事業に要する経費は、そよかぜの負担とする。ただし、第4条第1号にかかる費用は、市が負担するものとする。

2 そよかぜが運営するリサイクル品販売事業に要する経費は、原則として再生品の売上金を充てるものとする。

(再生品の販売)

第7条 そよかぜは、再生品に適正な価格を付与し、リサイクル品販売所において販売するものとする。

(法令運用等)

第8条 リサイクル品販売事業にかかる再生品の処分等を行うための法令運用並びに公害対策及び事故対策等は、そよかぜが一切の責任をもって行わなければならない。

(賠償責任保険の加入)

第9条 そよかぜは、再生品の販売に伴って発生した事故の対策として、賠償責任保険への加入するものとする。

(報告書の提出)

第10条 そよかぜは、リサイクル品販売事業の実施状況について、市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第11条 リサイクル品販売事業の育成及び安定的運営を図るため、市とそよかぜとの間にリサイクル品販売事業に関する協定を締結するものとする。

(協議)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市とそよかぜとが協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成21年羽産生発第2228号)

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。